農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>現行</th></tr>
<tr>
<td>
<table>
<tr><td>制定年月</td><td>平成　７年　１月</td></tr>
<tr><td rowspan="8">変更年月</td><td>平成１３年　３月</td></tr>
<tr><td>平成１８年　８月</td></tr>
<tr><td>平成２２年　６月</td></tr>
<tr><td>平成２６年　９月</td></tr>
<tr><td>平成２７年　９月</td></tr>
<tr><td>令和　３年　２月</td></tr>
<tr><td>令和　５年　９月</td></tr>
<tr><td>令和　７年　　月</td></tr>
</table>
農業経営基盤の強化の促進に関する
基　本　的　な　構　想

令和７年　月
西　郷　村
</td>
<td>
<table>
<tr><td>制定年月</td><td>平成　７年　１月</td></tr>
<tr><td rowspan="8">変更年月</td><td>平成１３年　３月</td></tr>
<tr><td>平成１８年　８月</td></tr>
<tr><td>平成２２年　６月</td></tr>
<tr><td>平成２６年　９月</td></tr>
<tr><td>平成２７年　９月</td></tr>
<tr><td>令和　３年　２月</td></tr>
<tr><td>令和　５年　９月</td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>
農業経営基盤の強化の促進に関する
基　本　的　な　構　想

令和５年９月
西　郷　村
</td>
</tr>
</table>

改正後	現行
目　　次	目　　次
第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１	第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・　３	第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・　３
	（農業経営の指標）
第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３	第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（農業経営の指標）	（農業経営の指標）
第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７	第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
１　農業を担う者の確保及び育成の考え方 ２　村が主体的に行う取組 ３　関係機関との連携・役割分担の考え方 ４　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	１　農業を担う者の確保及び育成の考え方 ２　村が主体的に行う取組 ３　関係機関との連携・役割分担の考え方 ４　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供
第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・・　９	第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・・　９
第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０	第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
１　第 18 条の協議の場の設置、第 19 条に規定する地域	１　第 18 条第１項の協議の場の設置の方法、第 19 条第１項に規定する地域

改正後	現行
計画の策定・変更その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項	計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項
２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
３　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	３　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等
	4　利用権設定等促進事業に関する事項
4　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	5　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
5　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	6　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
6　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	7　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
第６　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９	第６　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
	別紙１　（第５の４（１）⑥関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
	別紙２　（第５の４（２）関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

改正後	現行
第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標 １　西郷村は、福島県中通りの最南端に位置し、東は白河市、西は南会津郡下郷町、南は栃木県那須町、北は岩瀬郡天栄村に接している最長東西２２km、最長南北１３．５kmの総面積１９２．３２㎢の農山村地域で、平野部から那須火山帯に属する山岳部に至る標高４００～７００ｍ（農用地基盤）の地勢的特性を持ち、白河市西部に連担する都市的地域とそれ以外の農山村地域という二つの地域的特徴が並存している。 　本村の基幹的産業である農業は、上記の立地条件を活かした稲作、畜産等を主体とした複合経営を展開してきたが、近年、一部の農家において高原野菜、施設園芸作物、ホールクロップサイレージ用稲・飼料用米などの新規需要米、小麦、大豆、そば、飼料用とうもろこしなどの土地利用型作物を取り入れて、農業経営の改善を図っている事例もある。 　しかしながら、～（略） ２（略） ３　本村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように、本村農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、地域の話合いに基づき策定した地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）第１９条第１項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）の実現に向けて、計画の見直しを推進するとともに、将来にわたり地域の中心となる経営体として位置づけられる担い手の確保を図る。 　具体的な経営の指標は、現に本村及び周辺市町村で展開している優良事例等を踏まえ、農業の発展を目指して農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者１人当たり４６０万円以上、１個別経営体当たり５９０万円以上）、年間労働時間（主たる農業従事者１人当たり１，８００時間程度）の水準の実現に努力し、また、これらの経営体が本村農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指す。 ４～５（略） 第２（略）	第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標 １　西郷村は、福島県中通りの最南端に位置し、東は白河市、西は南会津郡下郷町、南は栃木県那須町、北は岩瀬郡天栄村に接している最長東西２２km、最長南北１３．５kmの総面積１９２．３２㎢の農山村地域で、平野部から那須火山帯に属する山岳部に至る標高４００～７００ｍ（農用地基盤）の地勢的特性を持ち、白河市西部に連担する都市的地域とそれ以外の農山村地域という二つの地域的特徴が並存している。 　本村の基幹的産業である農業は、上記の立地条件を活かした稲作、畜産等を主体とした複合経営を展開してきたが、近年、一部の農家において高原野菜、施設園芸作物、ホールクロップサイレージ用稲・飼料用米などの新規需要米、大豆、そば、飼料用とうもろこしなどの土地利用型作物を取り入れて、農業経営の改善を図っている事例もある。 　しかしながら、～（略） ２（略） ３　本村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように、本村農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、地域の話合いに基づき地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）第１９条第１項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）の策定及び見直しを推進し、将来にわたり地域の中心となる経営体として位置づけられる担い手の確保を図る。 　具体的な経営の指標は、現に本村及び周辺市町村で展開している優良事例等を踏まえ、農業の発展を目指して農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者１人当たり４００万円以上、１個別経営体当たり５２０万円以上）、年間労働時間（主たる農業従事者１人当たり１，９００時間程度）の水準の実現に努力し、また、これらの経営体が本村農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指す。 ４～５（略） 第２（略）

改正後

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

１　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

（１）新規就農の現状

本村の新規就農者は、令和６年度７名となっており、村の基幹作物である水稲・生乳の生産量を維持していくための絶対数が確保されているわけではないため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

（１）に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア　確保・育成すべき人数の目標

年間２名の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を、５年間で２法人増加させる。

イ　新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本村及び周辺市町村の他産業従事者や優良農業経営者の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者１人あたり１，８００時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（３に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標のうちの５．５割程度（中山間地域）の農業所得、すなわち主たる従事者１人あたりの年間農業所得２５０万円程度、１個別経営体あたり３２０万円程度）を目標とする。

（３）～（４）（略）

（農業経営の指標）

１　営農類型

［個別経営体］

営農類型	経営規模	生産方式
水稲	水稲　８００ａ	（資本装備）

現行

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

１　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

（１）新規就農の現状

本村の新規就農者は、平成２７年度７名、平成２８年度３名、平成２９年度２名、平成３０年度７名、令和元年度１０名、令和４年度８名となっており、近年微増傾向にあるが、村の基幹作物である水稲・生乳の生産量を維持していくための絶対数が確保されているわけではないため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

（１）に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア　確保・育成すべき人数の目標

年間２名の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を、５年間で２法人増加させる。

イ　新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本村及び周辺市町村の他産業従事者や優良農業経営者の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者１人あたり１，９００時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（３に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標のうちの５．５割程度（中山間地域）の農業所得、すなわち主たる従事者１人あたりの年間農業所得２２０万円程度、１個別経営体あたり２９０万円程度）を目標とする。

（３）～（４）（略）

（農業経営の指標）

１　営農類型

［個別経営体］

営農類型	経営規模	生産方式
水稲	水稲　６００ａ	（資本装備）

改正後			現行		
	水稲（作業受託）４００ａ	トラクター（45ps）　１台 田植機（６条植え）　１台 コンバイン（４条刈り）　１台 乾燥機（３３石）　２台 他 （その他） ２ha 程度に団地化された農用地		水稲（作業受託）５４０ａ	トラクター（45ps）　１台 田植機（６条植え）　１台 コンバイン（４条刈り）　１台 乾燥機（３３石）　２台 他 （その他） ２ha 程度に団地化された農用地
酪農	経産牛　６０頭 牧草　６００ａ 青刈りとうもろこし　４００ａ	（資本装備） 牛舎　１棟 堆肥舎　１棟 トラクター（90ps・40ps）　各１台 パイプラインミルカー　１式 バルククーラー　１台 バーンクリーナー　１台 他 （その他） ストール方式　収穫機械は共同利用 環境対策に万全を期する。	酪農	経産牛　４０頭 牧草　６００ａ 青刈りとうもろこし　４００ａ	（資本装備） 牛舎　１棟 堆肥舎　１棟 トラクター（90ps・40ps）　各１台 パイプラインミルカー　１式 バルククーラー　１台 バーンクリーナー　１台 他 （その他） ストール方式　収穫機械は共同利用 環境対策に万全を期する。
肉用牛	肉用牛（繁殖）　７０頭	（資本装備） トラクター（80ps）　１台 牛舎　１棟 堆肥舎　１棟 ローダー　１台 他 （その他） 肉用牛：黒毛和種　収穫機械は共同利用 環境対策に万全を期する。	肉用牛	肉用牛（繁殖）　５０頭	（資本装備） トラクター（80ps）　１台 牛舎　１棟 堆肥舎　１棟 ローダー　１台 他 （その他） 肉用牛：黒毛和種　収穫機械は共同利用 環境対策に万全を期する。
水稲＋肉用牛	水稲　５００ａ 肉用牛（繁殖）　３０頭 牧草　１５０ａ	（資本装備） トラクター（35ps）　１台 田植機（６条植え）　１台 コンバイン（４条刈り）　１台 乾燥機（３３石）　１台	水稲＋肉用牛	水稲　３００ａ 肉用牛（繁殖）　３０頭 牧草　１５０ａ	（資本装備） トラクター（35ps）　１台 田植機（６条植え）　１台 コンバイン（４条刈り）　１台 乾燥機（３３石）　１台

改正後			現行		
		牛舎　１棟 堆肥舎　１棟 ローダー　１台 他 （その他） ２ha 程度に団地化された農用地 肉用牛：黒毛和種　収穫機械は共同利用 環境対策に万全を期する。			牛舎　１棟 堆肥舎　１棟 ローダー　１台 他 （その他） ２ha 程度に団地化された農用地 肉用牛：黒毛和種　収穫機械は共同利用 環境対策に万全を期する。
野菜 ＋ 水 稲①	露地きゅうり　３０ａ 水稲　５００ａ	（資本装備） トラクター（30ps）　１台 田植機（６条植え）　１台 コンバイン（４条刈り）　１台 乾燥機（３３石）　１台 軽トラック　１台 他	野菜 ＋ 水 稲①	露地きゅうり　３０ａ 水稲　５００ａ	（資本装備） トラクター（30ps）　１台 田植機（６条植え）　１台 コンバイン（４条刈り）　１台 乾燥機（３３石）　１台 軽トラック　１台 他
野菜 ＋ 水 稲②	被覆トマト　３０ａ 水稲　５００ａ	（資本装備） トラクター（30ps）　１台 田植機（６条植え）　１台 コンバイン（４条刈り）　１台 乾燥機（３３石）　１台 軽トラック　１台 パイプハウス　５棟 潅水施設　１基 選別機　１台 他	野菜 ＋ 水 稲②	被覆トマト　３０ａ 水稲　３５０ａ	（資本装備） トラクター（30ps）　１台 田植機（６条植え）　１台 コンバイン（４条刈り）　１台 乾燥機（３３石）　１台 軽トラック　１台 パイプハウス　５棟 潅水施設　１基 選別機　１台 他
野　菜 ＋ 水 稲③	ブロッコリー　１００ａ 水稲　５００ａ	（資本装備） トラクター（30ps）　１台 田植機（６条植え）　１台 コンバイン（４条刈り）　１台 乾燥機（３３石）　１台 軽トラック　１台 他	野　菜 ＋ 水 稲③	ブロッコリー　１００ａ 水稲　５００ａ	（資本装備） トラクター（30ps）　１台 田植機（６条植え）　１台 コンバイン（４条刈り）　１台 乾燥機（３３石）　１台 軽トラック　１台 他

改正後			現行		
		（その他） ブロッコリー：共同育苗			（その他） ブロッコリー：共同育苗
野　菜 ＋　水 稲④	レタス　　１００ａ 水稲　　５００ａ	（資本装備） トラクター（30ps）　１台 田植機（６条植え）　１台 コンバイン（４条刈り）　１台 乾燥機（３３石）　１台 軽トラック　１台 他	野　菜 ＋　水 稲④	レタス　　１００ａ 水稲　　４００ａ	（資本装備） トラクター（30ps）　１台 田植機（６条植え）　１台 コンバイン（４条刈り）　１台 乾燥機（３３石）　１台 軽トラック　１台 他
施　設 園　芸 ＋　水 稲	葉菜　　２０ａ きゅうり　　２０ａ 水稲　　５００ａ	（資本装備） トラクター（30ps）　１台 田植機（６条植え）　１台 コンバイン（４条刈り）　１台 乾燥機（３３石）　２台 軽トラック　１台 パイプハウス　９棟 潅水施設　１式 加温施設　１式 他	施　設 園　芸 ＋　水 稲	葉菜　　２０ａ きゅうり　　３０ａ 水稲　　２００ａ	（資本装備） トラクター（30ps）　１台 田植機（６条植え）　１台 コンバイン（４条刈り）　１台 乾燥機（３３石）　２台 軽トラック　１台 パイプハウス　９棟 潅水施設　１式 加温施設　１式 他

○　経営管理の方法（個別経営体共通）
複式簿記記帳の推進により経営と家計の分離を図る。
青色申告の実施

○　農業従事の態様等（個別経営体共通）
家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
農作業機械等の取り扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。

［組織経営体］

営農類型	経営規模	生産方式

○　経営管理の方法（個別経営体共通）
複式簿記記帳の推進により経営と家計の分離を図る。
青色申告の実施

○　農業従事の態様等（個別経営体共通）
家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
農作業機械等の取り扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。

［組織経営体］

営農類型	経営規模	生産方式

改正後			現行		
水稲	水稲（移植）　２，０００ａ 水稲（直播・飼料用米） ２，５００ａ 水稲（作業受託）　４，０００ａ	（資本装備） トラクター（45ps）　２台 田植機（６条植え）　２台 播種機　１台 コンバイン（４条刈り）　２台 乾燥機（５０石）　３台 他 （その他） ２ha 程度に団地化された農用地 完熟堆肥の施用による土づくり	水稲	水稲（移植）　２，０００ａ 水稲（直播・飼料用米） ２，５００ａ 水稲（作業受託）　４，０００ａ	（資本装備） トラクター（45ps）　２台 田植機（６条植え）　２台 播種機　１台 コンバイン（４条刈り）　２台 乾燥機（５０石）　３台 他 （その他） ２ha 程度に団地化された農用地 完熟堆肥の施用による土づくり
施　設 園芸 ＋ 水稲	きゅうり　６０ａ 水稲（移植）　２，０００ａ 水稲（作業受託）　４，０００ａ	（資本装備） トラクター（45ps）　２台 田植機（６条植え）　２台 コンバイン（４条刈り）　２台 乾燥機（５０石）　３台 パイプハウス　１０棟 潅水施設　１式 加温施設　１式	施　設 園芸 ＋ 水稲	きゅうり　６０ａ 水稲（移植）　２，０００ａ 水稲（作業受託）　４，０００ａ	（資本装備） トラクター（45ps）　２台 田植機（６条植え）　２台 コンバイン（４条刈り）　２台 乾燥機（５０石）　３台 パイプハウス　１０棟 潅水施設　１式 加温施設　１式

○　経営管理の方法（組織経営体共通）
　自己資本の充実

○　農業従事の態様等（組織経営体共通）
　給料制の実施
　社会保険等への加入

２　生産方式に関する指標（略）

第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

１（略）

２　村が主体的に行う取組

○　経営管理の方法（組織経営体共通）
　自己資本の充実

○　農業従事の態様等（組織経営体共通）
　給料制の実施
　社会保険等への加入

２　生産方式に関する指標（略）

第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

１（略）

２　村が主体的に行う取組

改正後	現行
本村は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、福島県県南農林事務所や農業協同組合、農業経営・就農支援センター、農業公社、村関係課等関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。その中で本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。 また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。また農業経営には家族の支えがあると意欲向上にも繋がるので、未婚者には農業に興味のある者など村内外から集い、交流を図る事業を検討していく。 さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じるとともに、地域の多面的機能直接支払交付金等制度を通して、地域住民も積極的に地域活動に参加と理解を促すため、地域おこし協力隊等の活用を検討していく。担い手の減少や遊休農地の拡大等が深刻な中山間地域等においては、UIJターン者等の就農を支援する。地域計画の実現に向けて、認定農業者を確保するため、認定農業者制度について周知を図り、農業者の大幅な減少が見込まれる中、中長期的な視点において積極的に認定するとともに再認定の誘導等を行っていく。個別の担い手の確保が困難な地域においては、農作業受託組織や集落営農組織等の地域の実情に応じた農業を担う者を育成する。	本村は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、福島県県南農林事務所や農業協同組合、農業経営・就農支援センター、農業公社、村関係課等関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。その中で本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。 また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。また農業経営には家族の支えがあると意欲向上にも繋がるので、未婚者には農業に興味のある者など村内外から集い、交流を図る事業を検討していく。 さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じるとともに、地域の多面的機能直接支払交付金等制度を通して、地域住民も積極的に地域活動に参加と理解を促すため、地域おこし協力隊等の活用を検討していく。
3 （略）	3 （略）
4　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 本村は、協議会及び農業協同組合、農業公社と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供	4　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 本村は、協議会及び農業協同組合、農業公社と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供

改正後

する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、村の区域内において後継者がいない場合は、福島県県南農林事務所及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積割合　及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合及び面的集積の目標	備　　考
７０．０％ なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的にまとまった形での利用集積（以下「面的集積」という。）を図ることが求められていることから、農地中間管理事業等を活用しながら、上記面積の割合　目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	1,421ha／2,030ha （割合／農用地面積）

現行

する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、村の区域内において後継者がいない場合は、福島県県南農林事務所及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう　就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア　及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備　　考
面積のシェア７０．０％ なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的にまとまった形での利用集積（以下「面的集積」という。）を図ることが求められていることから、農地中間管理事業等を活用しながら、上記面積のシェア目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	1,421ha／2,030ha （シェア／農用地面積）

改正後	現行
（注）１　「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合　の目標」は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手の地域における農用地利用面積（所有面積、借入面積及び特定農作業受託面積　の合計面積。）の割合の目標である。 ２　目標年次は令和１３年度末とする。	（注）１　「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手の地域における農用地利用面積（所有面積、借入面積及び特定農作業受託面積（水稲については、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀の基幹３作業の全てを受託している面積、その他の作目については主な基幹作業を受託している面積。）の合計面積。）の割合の目標である。 ２　目標年次は令和１３年度　とする。
２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
（１）（略） （２）今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用ビジョン 本村では、今後更に人口の減少や農業従事者の高齢化等が進み、経営転換や離農するような農用地所有者からの農用地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農用地の利用集積・集約化を円滑に進めるためには、担い手が経営する農用地における面的集積を促進し、農作業の効率化等を図ることによって農用地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。集積にあたっては、農地中間管理事業を積極的に活用し利用権の設定、農作業受託等を進め、担い手の経営の規模拡大を図る。 （３）（略）	（１）（略） （２）今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用ビジョン 本村では、今後更に人口の減少や農業従事者の高齢化等が進み、経営転換や離農するような農用地所有者からの農用地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農用地の利用集積　を円滑に進めるためには、担い手が経営する農用地における面的集積を促進し、農作業の効率化等を図ることによって農用地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。集積にあたっては、農地中間管理事業を積極的に活用し利用権の設定、農作業受託等を進め、担い手の経営の規模拡大を図る。 （３）（略）
第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項 本村は、福島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第５「効率的かつ安定的な農業経営を育成するため必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。 村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。 ①　第 18 条　の協議の場の設置　、第 19 条　に規定する地域計画の策定・変更その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項 ②　農用地利用改善事業の実施を促進する事業 ③　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業	第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項 本村は、福島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第５「効率的かつ安定的な農業経営を育成するため必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。 村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。 ①　第 18 条第１項の協議の場の設置の方法、第 19 条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項 ②　農用地利用改善事業の実施を促進する事業 ③　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業 ④　利用権設定等促進事業

改正後	現行
④　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業 ⑤　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業 ⑥　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 これらの各事業については、地域の特性を踏まえ、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。 さらに、本村は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度について啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。 1　第 18 条の協議の場の設置、第 19 条に規定する地域計画の策定・変更その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項 （1）第18条の協議の場の設置 ①　開催に係る情報提供の方法 開催に当たっては、村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。 ②　開催方法 協議する内容に応じて開催方法をあらかじめ定めておく。 ③（略） ④　協議すべき事項 協議の場において、地域農業の将来像や農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。 ⑤（略） （2）第 19 条に規定する地域計画の策定・変更 地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定め、情勢の推移により必要が生じたときは地域計画の見直しを行う。その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。 （3）その他第４条第３項第１号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項	⑤　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業 ⑥　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業 ⑦　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 これらの各事業については、地域の特性を踏まえ、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。 さらに、本村は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度について啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。 1　第 18 条第１項の協議の場の設置の方法、第 19 条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項 （1）第18条第１項の協議の場の設置の方法 ①　協議の場の開催時期 幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稲の農繁期を除いて設定する。 ②　開催に係る情報提供の方法 開催に当たっては、村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。 ③（略） ④　協議すべき事項 協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。 ⑤（略） （2）第 19 条第１項に規定する地域計画の区域の基準 地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。同区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。 （3）その他第４条第３項第１号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

改正後	現行
本村は、福島県県南農林事務所・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置、地域計画の策定・変更を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。 ２～３（略）	本村は、地域計画の策定に当たって、福島県県南農林事務所・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。 ２～３（略） ４　利用権設定等促進事業に関する事項 （１）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 ①　耕作又は養畜の事業を行う個人（旧法第１８条第２項第６号に規定する者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。 ア　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。 （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。 （エ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等、特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。 イ　混牧林地として利用するため利用権の設定を受ける場合は、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。 ウ　農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

改正後	現行
	②　農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権の設定等を行う場合において、当該者が①のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、①の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。 ③　農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第１０条第２項に規定する事業を行う農業協同組合、若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第１１条の３１第１項第１号に掲げる場合において、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定若しくは移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第２条第４項に規定する農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成１４年法律第１２７号）附則第６条第１項第２号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が、利用権の設定等を受ける場合又は農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。 ④　旧法第１８条第２項第６号に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。 ア　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 イ　その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ウ　その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。 ⑤　農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第２条第３項第２号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。 ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行いかつ、これら２つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画（以下「集積計画」という。）において行われる場合に限るものとする。 ⑥　①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。

改正後	現行
	⑦　農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第１０条第２項に規定する事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同法第７２条の１０第１項第２号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が、主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。 （２）利用権の設定等の内容 利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払いの方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ）の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む）の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。 （３）開発を伴う場合の措置 ①　本村は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成２４年５月３１付け２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という）様式第７号に定める様式による開発事業計画書を提出させる。 ②　本村は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに　集積計画の手続きを進める。 ア　当該開発事業の実施が確実であること。 イ　当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。 ウ　当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。 （４）集積計画の策定時期 ①　本村は、（５）の申出、その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、集積計画を定める。 ②　本村は、集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該集積計画は、現

改正後	現行
	に定められている集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の３０日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。 （５）要請及び申出 ①　農業委員会は、認定農業者で利用権の認定を受けようとする者又は利用権の設定を行なおうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本村に集積計画を定めるべき旨を要請することができる。 ②　西郷村土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５２条第１項又は第８９条の２第１項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって、農用地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により、集積計画に定めるべき旨を村に申し出ることができる。 ③　農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り込んでいる農業協同組合は、別に定める様式により集積計画に定めるべき旨を、本村に申し出ることができる。 ④　②と③に定める申出を行う場合において、（４）の②の規定により定める集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の９０日前までに申し出るものとする。 （６）集積計画の作成 ①　本村は、（５）の①の規定による農業委員会から要請があった場合には、その要請の内容を尊重して集積計画を定める。 ②　本村は、（５）の②から④までの規定による農用地利用改善団体、夢みなみ農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して集積計画を定めるものとする。 ③　①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本村は、集積計画を定めることができる。 ④　本村は、集積計画において、利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設

改正後	現行
	定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。 （７）集積計画の内容 集積計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 ①　利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所。 ②　①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に規定する者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積。 ③　①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所。 ④　①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係。 ⑤　①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及びその支払い（持分又は株式の付与を含む）の方法その他所有権の移転にかかる法律関係。 ⑥　①に規定する者が（１）の④の規定する者である場合には、次に掲げる事項 ア　その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件 イ　その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための事項 （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者 （イ）原状回復の費用の負担者 （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め ⑦　①に規定する者の農業経営の状況 （８）同意

改正後	現行
	本村は、集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りる。 （９）公告 本村は、農業委員会の決定を経て集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する集積計画を定めたときは、その旨及びその集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を村の掲示場への掲示により公告する。 (10) 公告の効果 本村が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。 (11) 利用権の設定等を受けた者の責務 利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。 (12) 紛争の処理 本村は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。 (13) 集積計画の取消し等 ① 本村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。 ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

改正後	現行
	イ　その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。 ウ　その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。 ②　本村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。 ア　（９）の規定による公告があった集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が、賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。 イ　①の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったとき。 ③　本村は、②の規定による取消しをしたときは、集積計画を取消した旨及び当該集積計画のうち取消しに係る部分（（７）の⑦を除く）をの掲示場への掲示により公告する。 ④　本村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。 ⑤　農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地につての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理機構が行う事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。
4　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項。 （略）	5　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項。 （略）
5　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項 （略）	6　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項 （略）
6　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項。	7　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項。

改正後	現行
（略） 第６（略） 附　　則、 この基本構想は、平成　７年１月　５日から施行する。 この基本構想は、平成１３年３月３０日から施行する。 この基本構想は、平成１８年８月３１日から施行する。 この基本構想は、平成２２年６月１０日から施行する。 この基本構想は、平成２６年９月２９日から施行する。 この基本構想は、平成２７年９月２９日から施行する。 この基本構想は、令和　３年２月１５日から施行する。 この基本構想は、令和　５年９月２９日から施行する。 この基本構想は、令和　７年　月　　日から施行する。	（略） 第６（略） 附　　則、 この基本構想は、平成　７年１月　５日から施行する。 この基本構想は、平成１３年３月３０日から施行する。 この基本構想は、平成１８年８月３１日から施行する。 この基本構想は、平成２２年６月１０日から施行する。 この基本構想は、平成２６年９月２９日から施行する。 この基本構想は、平成２７年９月２９日から施行する。 この基本構想は、令和　３年２月１５日から施行する。 この基本構想は、令和　５年９月２９日から施行する。
	別紙１　（第５の４（１）⑥関係） 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第１８条第２項第２号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。 （１）独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成１４年法律第１２７号）附則第６条第１項第２号に掲げる業務を実施する場合に限る。）、地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）農業協同組合等（農地法施行令（昭和２７年政令第４４５号）第２条第２項第１号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第２条第２項第３号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

改正後	現行
	○　対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・・旧法第１８条第３項第２号イに掲げる事項 ○　対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合 ・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
	（２）農業協同組合法第７２条の１０第１項第２号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和５３年法律第３６号）第９３条第２項第２号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地として行う事業に供する場合に限る。）
	○　対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・・その土地を効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。 ○　対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
	（３）　土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項各号に掲げる事業（同項第６号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和３６年政令第３４６号）第１条第７号若しくは第８号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

改正後	現行
	○　対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ~~・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。~~ 別紙２　（第５の４（２）関係） Ⅰ　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
１　存続期間は５５年（農業者年金制度関連の場合は１０年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて５	１　農地については、農地法第５２条の規定により農業委員会が提供を行っている賃借等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 ２　採草放牧地については、近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、	１　借賃は、毎年集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 ２　１の支払いは賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことによりその他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 ３　借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定	１　集積計画においては、設定等促進事業の実施により利用権の設定を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目の如何を問わず、返還の代償を請求してはな

改正後	現行
	年とすることが相当でないと認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。 2　残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3　集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定される利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。 固定資産評価額等を勘案して算定する。 3　開発して農地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4　借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。 らない旨を定めるものとする。 2　集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の申出に基づき村が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。
	Ⅱ　混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る）の設定又は移転を受ける場合

改正後				現行			
				① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
				Ⅰの①に同じ。	1　混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2　農業用施設用地についてはその農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がない場合は、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3　開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の３と同じ。	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。
				Ⅲ　農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合			

改正後	現行

① 存続期間（又は残存期間）	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ	1　作目等毎に、農業経営の受託に係る販売額（共済金を含む）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2　1の場合において、受託経費の算定に当たっては農業資材費、農業機械施設の償却費事務管理費等のほか農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Ⅰの③に同じ。この場合においての③中の「借賃」とあるのは「損益」と「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Ⅰの④に同じ

Ⅳ　所有権の移転を受ける場合

①　対価の算定基準	②　対価の支払方法	③　所有権の移転時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を	集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込	集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、

改正後			現行		
			取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。なお、農地中間管理機構が所有権移転を行う場合の取扱いについては、同機構及び団体の定めるところによるものとする。